

消取引第 4 1 8 号
国土動指第 3 6 号
令和元年 9 月 6 日

革新的事業活動評価委員会
委員長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

国土交通大臣 石井 啓一

新技術等実証に関する計画に対する主務大臣の見解及び申請書の送付
並びに意見聴取について

国土交通省においては、賃貸取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験のためのガイドライン（令和元年 7 月国土交通省 土地・建設産業局 不動産課。別紙 1。）に基づいて、不動産賃貸取引における IT を活用した重要事項説明実施時における重要事項説明書面の電子化に係る実証（以下「本件実証」という。）を行うところ、新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）第四 3.（1）イを踏まえ、本件実証を新技術等実証制度の下で行う方針です。

このため、本件実証を新技術等実証制度の下で行うこと及び新技術等実証計画の認定申請書案を示して、本件実証に参加する事業者を令和元年 7 月 16 日から同年 8 月 19 日まで募集し、別紙 3 に掲げる計 113 者の宅地建物取引業者の登録をしたところです。

については、別紙 2 及び別紙 3 を生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定による新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）の認定の申請として扱い、法第 11 条第 4 項及び生産性向上特別措置法施行規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣の見解並びに別紙 2 及び別紙 3 を送付しますので、意見を求めます。

記

1. 当該実証計画を提出した者
国土交通省が登録した宅地建物取引業者（別紙3）
2. 当該実証計画が提出された日
令和元年8月27日
3. 認定の可否に関する見解
法第11条第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし

別紙1 賃貸取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験のためのガイドライン（令和元年7月国土交通省 土地・建設産業局 不動産課）

別紙2 新技術等実証計画の認定申請書

別紙3 申請者一覧